

北海道管楽器個人コンテスト・アンサンブルコンテスト 実 施 規 定

【総 則】

《アンサンブルコンテスト》

- 第 1 条 北海道アンサンブルコンテストは、各地区連盟から推薦されたグループが参加して実施する。
- 第 2 条 実施会場・日時、その他実施に必要な事項は北海道吹奏楽連盟理事総会でこれを定める。
- 第 3 条 推薦母体となる地区連盟は次のとおりとする。
- ① 函館地区 ② 日胆地区 ③ 札幌地区 ④ 空知地区 ⑤ 旭川地区
 - ⑥ 帯広地区 ⑦ 釧路地区 ⑧ 北見地区 ⑨ 名寄地区 ⑩ 留萌地区
 - ⑪ 稚内地区

【実施部門・人員】

- 第 4 条 実施部門は次のとおりとする。
- ① 小学生の部 ② 中学校の部 ③ 高等学校の部 ④ 大学の部
 - ⑤ 職場・一般の部
- 第 5 条 アンサンブルの参加人数は、3名以上8名以内とする。

【参加資格】

- 第 6 条 北海道吹奏楽連盟加盟の小学生、中学校、高等学校、大学、職場、一般の同一団体の団員とする。
- 第 7 条 各部門の参加資格は北海道吹奏楽コンクール実施規定第6条に準ずる。

【演奏・審査】

- 第 8 条 楽器の編成は次のとおりとする。
- 1 木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。
 - 2 同一パートを2人以上の奏者で演奏することは認めない。
 - 3 独立した指揮者は認めない。
- 第 9 条 出場するグループは自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。
- 第10条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。
- 第11条 演奏時間は個人コンテストを4分以内、アンサンブルコンテストを5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。
- 第12条 演奏順は北海道吹奏楽連盟事務局長会議で決定する。
- 第13条 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 第14条 審査・表彰は北海道管楽器個人・アンサンブルコンテスト審査内規による。

【地区代表】

- 第15条 参加グループは必ず地区コンテストで演奏し推薦された団体であること。
ただし、1団体から1グループとする。
- 第16条 各地区連盟は、推薦グループを各部門1つずつ決定し、決められた期日までに道吹連事務局に報告する。また、地区大会において各部門毎8団体以上参加した場合は、2グループ出場できる。以下、倍数毎に1団体加算する。
(この場合の団体数とは加盟団体数のことである。)
- 第17条 参加に要する費用は、各グループの負担とする。

【北海道代表】

- 第18条 各部門の最優秀団体は全日本アンサンブルコンテストに出場できる。
ただし、出場数は全日本吹奏楽連盟が定める実施規定に準ずる。(小学生は除く)

《個人コンテスト》

- 第19条 実施部門は次のとおりとする。
① 小学生の部 ② 中学校の部 ③ 高等学校の部 ④ 大学・職場・一般の部
- 第20条 参加資格・楽器(打楽器は除く)・演奏及び審査等については、アンサンブルコンテストに準ずる。ただし、地区代表は部門毎に木管または金管のいずれかを1名とする。また、伴奏者については自由とする。
- 第21条 個人コンテストは北海道大会までとする。

【付 則】

- 第22条 参加団体(者)の資格に疑義ある時は出場停止、または入賞を取り消すことがある。
- 第23条 コンテスト実施に当たっては、その年毎に常任理事会において実行委員会を組織し、理事長がこれを委嘱する。
- 第24条 この規定は理事会の議決により改定することができる。
- 第25条 この規定は昭和59年4月1日から実施する。

平成6年4月29日一部改定
平成10年11月7日一部改定
平成12年11月5日一部改定
平成15年11月9日一部改定
平成17年4月29日一部改定
平成19年4月29日一部改定
平成21年4月29日一部改定
平成26年4月19日一部改定
平成27年4月18日一部改定
平成28年11月5日一部改定
※ 第16条は平成29年度より施行
平成31年4月20日一部改定
令和2年4月18日一部改定